

気象の基礎知識

気象情報

気象庁は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるとき気象情報を発表し、注意や警戒を呼びかけます。

注意報	大雨、洪水、強風、波浪、高潮、大雪等
	災害が発生するおそれのあるとき発表
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、波浪、高潮、大雪等
	重大な災害が発生するおそれのあるとき発表
特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、波浪、高潮、大雪等
	数十年に一度の大雨などが予想され、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。

【その他の重要な情報】

記録的短時間大雨情報
数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測したときの情報
土砂災害警戒情報
土砂災害の危険性がさらに高まったときに警戒を呼びかける情報

【参考：時間の表現について】

未明	0時～3時	昼過ぎ	12時～15時
明け方	3時～6時	夕方	15時～18時
朝	6時～9時	夜のはじめ頃	18時～21時
昼前	9時～12時	夜遅く	21時～24時

自主防災組織

防災リーダーの役割

避難所の開設・運営

気象の基礎知識

災害への備え

災害（避難）情報

避難行動要支援者

台風

台風とは、最大風速が17.2m/s以上の熱帯低気圧のことです。

台風の周りでは、中心に向かって反時計回りに強い風が吹き込むため、台風の右側は進行方向と風向きが重なり、風がより強くなります。

予報円

台風の入る確率が70%

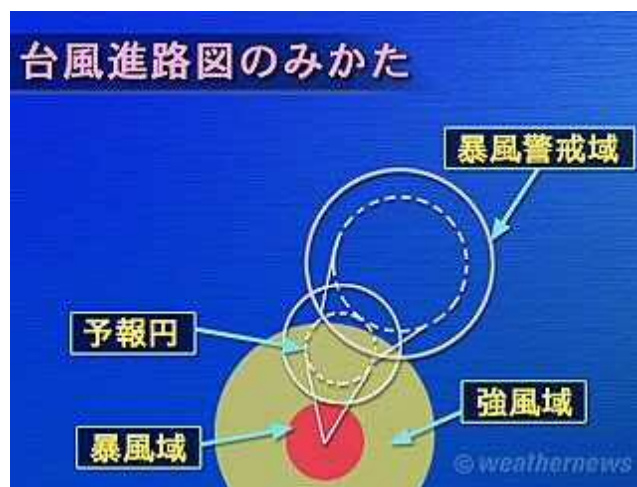
暴風警戒域

暴風域に入るおそれのある範囲

強風域：15m/s以上の風の範囲

暴風域：25m/s以上の風の範囲

台風進路図のみかた



高潮

高潮は、①気圧低下による海面の上昇（吸い上げ）、②風で押し寄せる波（吹き寄せ）、③満潮時間との重なりが原因で発生します。

台風が接近すると、台風の進行方向右側に位置している湾などでは、風が強くなり、台風接近による気圧低下の影響を受け、大きな被害が発生することがあります。沿岸部では、台風の進路予報と潮位に関する情報に注意する必要があります。

地震

地震は、活断層によるものとプレート境界で起こるものがあります。
本市で想定されている地震は、下記のとおりです。

○活断層による地震

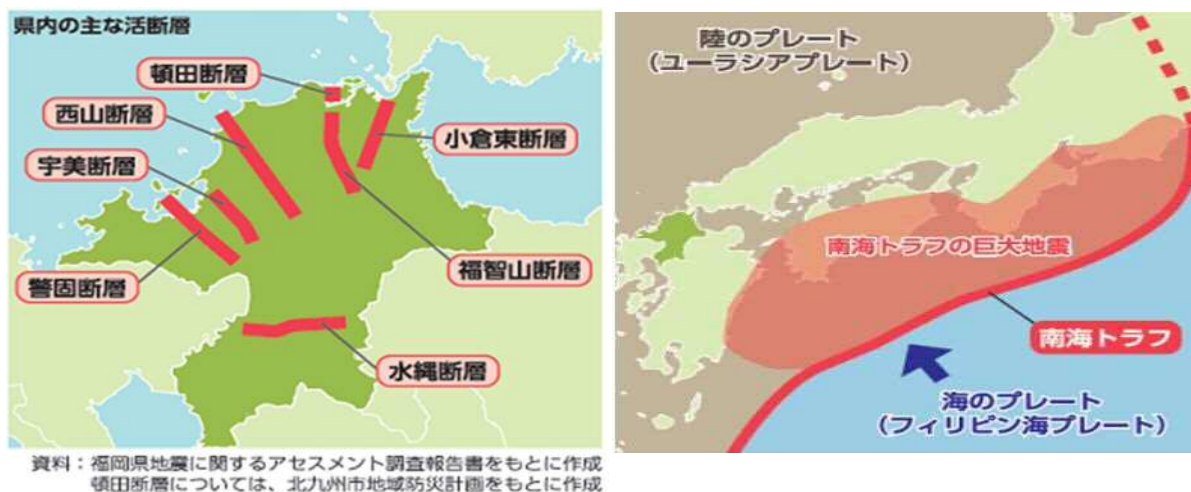
①小倉東断層、②福智山断層帯（頓田断層と福智山断層の総称）

※市内では震度6弱（一部6強）の揺れが想定されています。

○プレート境界で起こる地震

南海トラフ地震

※市内では震度5弱（一部5強）の揺れが想定されています。



○地下岩盤の活動による地震

日本ではどこでも起こる可能性があります。

※市内では震度6弱（一部6強）の揺れが想定されています。

自主防災組織

防災リーダーの役割

避難所の開設・運営

気象の基礎知識

災害への備え

災害（避難）情報

避難行動要支援者

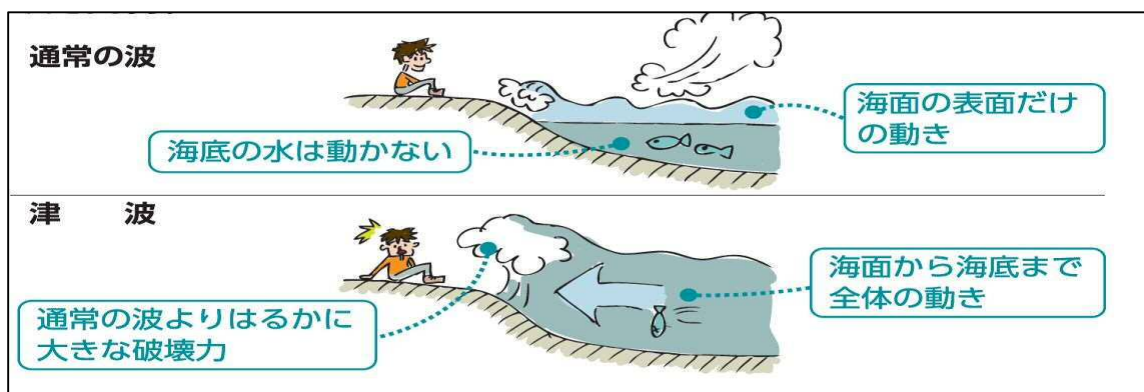
津波

地震による海底地形の変化があったとき、津波が発生します。

津波は、海面から海底までの海水全体が押し寄せるため、通常の波よりはるかに大きい破壊力があります。

高さが20cm程度の津波でも、人に影響を与えるといわれているので、低い津波でも十分注意が必要です。

また、海が深いほど速く伝わる性質があり、逆に、水深が浅くなるほど遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ、後から来る波が前の波に追いつき、波高が高くなります。



【津波避難の三原則 ～3. 11東日本大震災の教訓～】

釜石市の子どもたちは、避難の三原則を実践して大津波から自分の命だけでなく、地域の人々の命も守りました。

① 想定にとらわれない、②最善を尽くす、③率先避難者たれ

災害への備え

非常持ち出し品・備蓄品

災害に備え、世帯ごとに用意する非常持ち出し品・備蓄品と地域の実情に応じて校区（地区）などで用意するものを話し合っておきます。食料、水などの備蓄品は、ご家庭で最低3日以上、できれば1週間分を準備しておきます。

◆非常持ち出し品（リュックサックなどに入れて、準備しておく）

- | | | |
|--|------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常食 | <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> 常備薬（処方箋） |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 着替え | <input type="checkbox"/> ビニール袋 |
| <input type="checkbox"/> 貴重品 財布・お金（公衆電話用に10円玉）・通帳・印鑑・保険証 | | |
| <input type="checkbox"/> 簡易トイレ | <input type="checkbox"/> 筆記具 | <input type="checkbox"/> タオル・ティッシュ |

◆感染症対策に必要なもの

- | | | |
|-----------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> アルコール消毒液 | <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> 体温計 |
|-----------------------------------|------------------------------|------------------------------|

◆あると便利なもの

- | | | |
|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ | <input type="checkbox"/> 大きめのゴミ袋 | |
| <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ | <input type="checkbox"/> 軍手 | <input type="checkbox"/> ヘルメット |
| <input type="checkbox"/> 床に敷くシート | <input type="checkbox"/> 布粘着テープ | <input type="checkbox"/> ナイフ・ハサミ |

◆乳幼児に必要なもの

- | | | | |
|------------------------------|---------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 離乳食 | <input type="checkbox"/> 乳児用ミルク | <input type="checkbox"/> おむつ | <input type="checkbox"/> おしりふき |
|------------------------------|---------------------------------|------------------------------|--------------------------------|

◆高齢者に必要なもの

- | | | | |
|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 入れ歯 | <input type="checkbox"/> 介護食 | <input type="checkbox"/> 大人用おむつ | <input type="checkbox"/> おしりふき |
|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|

避難経路・場所の確認

日頃から予定避難所や避難経路、避難のときの危険箇所などを確認し、地域で情報を共有しておきます。

- 安全で無理のない避難経路の確認
- 近くの予定避難所の把握（1箇所だけではなく、2～3箇所）
- 地震や火災など突発的な災害に備えて、最寄りの公園など避難場所（一時避難地）の確認
- まち歩きをして地域の危険箇所を把握
- 住民参加型災害図上訓練（DIG）への参加（企画）や防災マップ作成

土砂災害（特別）警戒区域

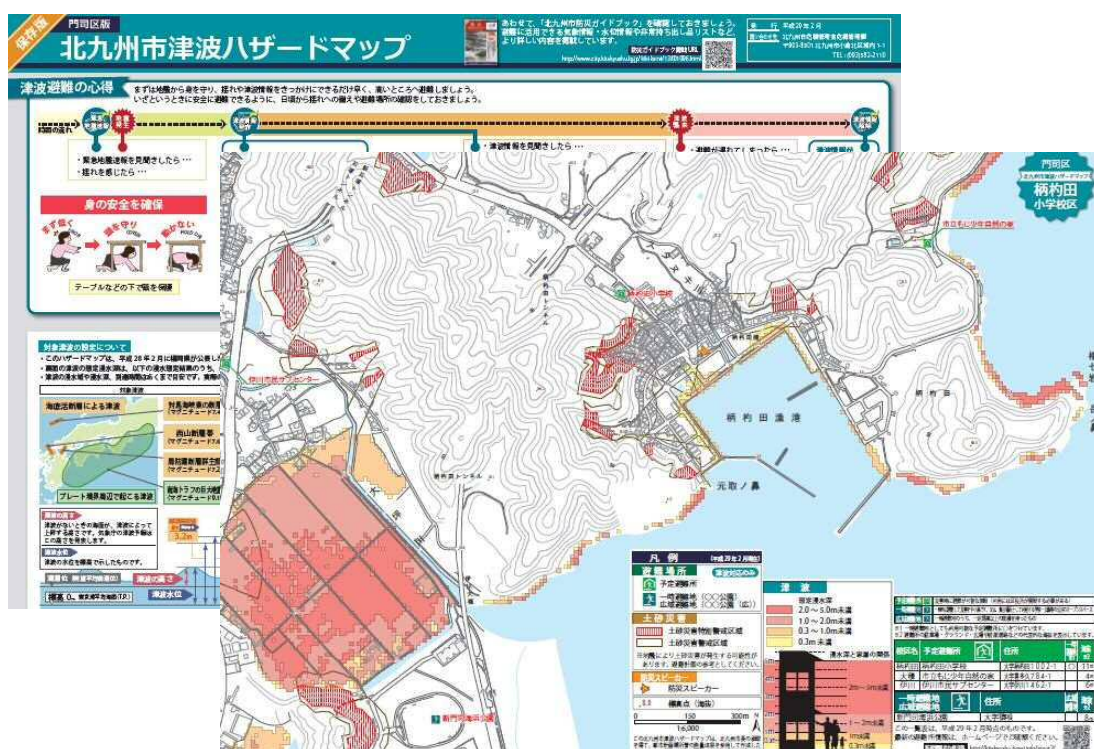
土砂災害（特別）警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生したときに、生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域として、福岡県が指定しています。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）
土砂災害が発生した場合に、住民などの生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）
土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民などの生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

※自分の地域や避難先、避難経路が警戒区域に指定されていないか確認しておきましょう（防災ガイドブックなどで確認できます）。

津波浸水想定区域

最大クラスの津波が到達したときの浸水想定区域を基に、本市は津波ハザードマップを校区ごとに作成しており、市ホームページで確認できます。また、「防災ガイドブック」とあわせて確認しておきます。



【津波避難の心得】

まずは地震から身を守り、揺れや津波情報をきっかけにできるだけ早く、高いところへ避難します。

いざというときに安全に避難できるように、家具類の固定による揺れへの備えや、高台の公園などの避難場所を確認しておきます。

自主防災組織

防災リーダーの役割

避難所の開設・運営

気象の基礎知識

災害への備え

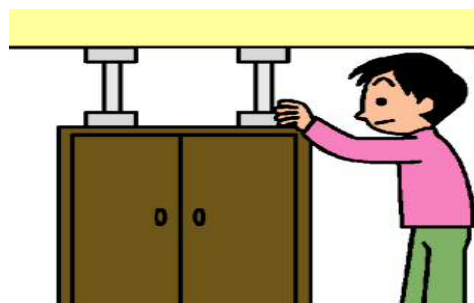
災害（避難）情報

避難行動要支援者

地震対策（家具固定等）

地震発生前の準備（自宅の安全）

自宅の耐震診断
柱、壁、ブロック塀などの点検・補強
家具、電化製品などの固定
ガラス飛散防止フィルムの貼付



地震発生後の行動

【家の中では】	【外出中は】
姿勢を低くし、机の下などにもぐる	高い建物などに逃げる
ガスの元栓を閉める、ブレーカーを落とす	看板、ガラスなどの落下に注意
あわてて外に出ない	館内放送、係員の指示に従う

火災対策（住宅用火災警報器等）

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期に発見、初期消火や通報が早まり、近隣への延焼被害も軽減できます。

※月に1回程度、定期的に作動確認を行ってください。

※警報器本体の交換の目安は、概ね10年です。警報器を交換する際は、一斉に家中へ火災を知らせる「無線式連動型の住宅用火災警報器」の設置をぜひ検討してください。

災害（避難）情報

避難情報と警戒レベル

平成30年7月豪雨では、200名を超える死者・行方不明者が発生するなど、各地で甚大な被害が発生しました。

このため、住民の皆さんが災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、避難に関する情報や防災気象情報などの防災情報を5段階で伝える「警戒レベル」が導入されました。

また、令和3年5月20日から災害対策基本法の改正により、「避難勧告」が廃止され、直ちに避難を求める「避難指示」に一本化され、新たな避難情報に変更されました。

市から避難情報が発令されたときは、区役所や消防署から校区（地区）会長に連絡されますが、事前にテレビなどで発令を知ったときは、早めの避難と連絡の準備をします。



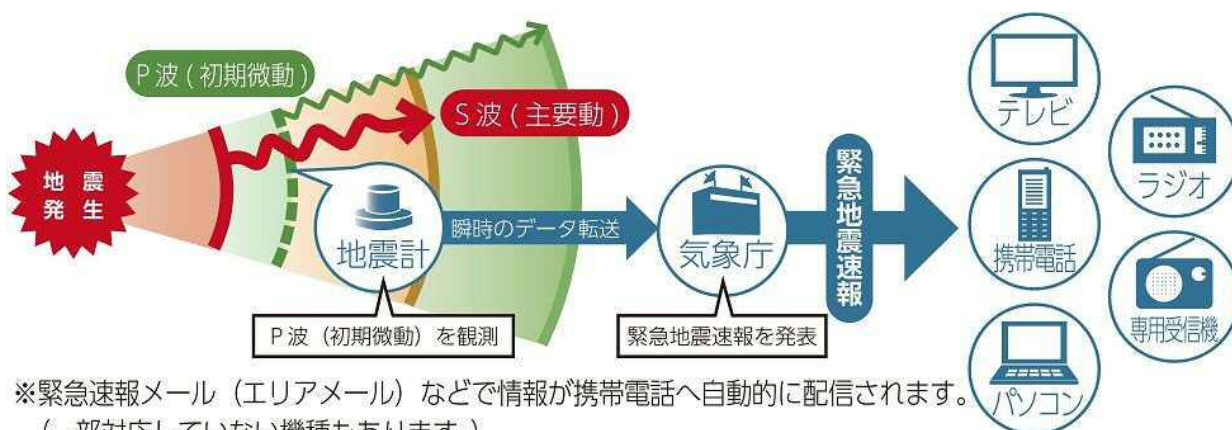
令和3年5月20日から、市が発令する避難情報が大幅に変更されました。新たな避難情報等は次のとおりです。

警戒レベル	住民がとるべき避難行動など	避難情報等
警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫している状況です。 ・直ちに身の安全を確保するための行動をとりましょう。 	緊急安全確保 ※
<p>警戒レベル4までに必ず避難！</p> 		
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれが高い状況です。 ・危険な場所から全員避難しましょう。 	避難指示
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある状況です。 ・避難に時間を要する人（高齢者、障害のある人等）とその支援者は危険な場所から避難をしましょう。 ・その他の人も必要に応じ、自主的に避難しましょう。 	高齢者等避難
警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認しましょう。 	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)
警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・災害への心構えを高めましょう。 	早期注意情報 (気象庁が発表)

※市が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

緊急地震速報

地震の発生直後に、大きな揺れが来ることを素早く知らせる情報です。震度5弱以上の地震で、震度4以上の揺れが予想される地域に対して、テレビやラジオ、携帯電話などで警報音とともに地震の揺れに注意する情報が流れます。※震源に近いところでは、情報が届く前に揺れが始まる場合があります。



Jアラート



弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、国民がすぐに対処しなければならないような事態が発生した際に、携帯電話などに配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線などにより、国が直接、国民に伝えるためのシステムです。

自主防災組織

防災リーダーの役割

避難所の開設・運営

気象の基礎知識

災害への備え

災害（避難）情報

避難行動要支援者

緊急速報メール（エリアメール）

Jアラートによる情報や、市が避難情報などを発令したとき、対象地域の携帯電話利用者に、一斉にメールが届きます。

※一部の機種では対応していないことがあります。

※エリアメールと緊急速報メールの違いは、携帯電話会社による呼び名の違いで、内容は同じものです。

防災行政無線（防災スピーカー）



Jアラートによる弾道ミサイル情報や津波警報などが発令されたときに、防災行政無線の防災スピーカーから、サイレンや注意のアナウンスが流れます。防災スピーカーは、津波危険の高い門司区・小倉北区（離島含む）・小倉南区・若松区・八幡西区の沿岸に設置されています。

災害時伝言ダイヤル（171）



災害時に安否確認ができるNTTの伝言ダイヤルです（事前登録不要）。相手の家の電話番号がわかれば、171をダイヤルすることで、その家の人に伝言を残したり、聞いたりすることができます。

「171」の番号は、「大切な人がいない」として覚えます。

避難行動要支援者

避難行動要支援者とは

災害対策基本法では、非常時に配慮が必要な方を、次のように区分しています。

要配慮者	高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する方
避難行動要支援者	要配慮者の中でも、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難をするため、特に支援を必要とする方

本市では、身体的要件（要介護3以上など）に該当し、かつ、地理的要件（土砂災害（特別）警戒区域など）に定める区域に居住している方のうち、除外要件（マンション等堅牢な建物の2階以上に居住している方など）に該当しない方について、地域への個人情報の提供に同意を得た方を避難行動要支援者として名簿に登録しています。

名簿は、消防署や校区（地区）会長などが保有しています。



要支援者への情報伝達

災害が発生するおそれがある状況で、「高齢者等避難」などの避難情報が発令されたことを知ったときは、避難の開始時期であることを、避難行動要支援者とその避難を支援する方に伝えます。

要支援者の避難等

避難行動要支援者が避難するときは、支援する方が、要支援者の状況（視覚・聴覚等）に対応した支援方法を理解し、安全に配慮した避難経路を確認しておくなど、円滑な避難誘導ができるようにしておくことが重要です。

